

提案者トシテ提案理由説明

一十八番(田中)

提案者ニ債権(任意會ノ權限其ノ他)

一三十二番(後島)

十八番ノ債権ニ詳シ答

一 番外一番(川島)

本件ノ提案サレシ經過報告

一三十一番(宮川)

番外一番ノ提案サレシ經過報告ト異同ヨリ提出セシ

理由ハ相違ノ点アリ之ヲ説明

一 番外一番(川島)

本運動ガ永久性トナル時ハ本部ニ於テ運動止ト重
複ス感アリ。故ニ永久性トナルモノトセハ本件ハ中央委
員トシテハ及對ナリ

一十五番(山辺)

本件ニ對シ及對意見提出

一三十二番(後島)

本件ノ字句訂正ニテナリ旨發表

一 番外四番(島田)

組合ガ法人化ナル迄ノ手段トシテ本件ニ賛成

一五番(橋原)